

財団法人 日本陸上競技連盟登録規程

(2008年3月修改正)

第1条 (総則)

本連盟の会員になろうとする者は本規程に基づいて登録しなければならない。

2. 本連盟の会員は「本連盟の登録会員ならびに本連盟の規約のもとで競技する競技者の資格に関する規程」に従わなくてはならない。

第2条 (加盟団体)

本連盟寄付行為細則第2条に定める団体で、都道府県名を冠した陸上競技協会（以下都道府県陸協という）を言う。

第3条 (加入団体)

本連盟寄付行為細則第4条に定める団体で、5名以上をもって組織するものを言う。

第4条 (登録の種類)

団体登録：加入団体に所属して行う登録。団体登録会員は加入団体が所属する都道府県陸協の所属となる。団体登録会員のユニフォームやプログラムなどへの所属表記は所属する加入団体名となる。

個人登録：個人で行う登録。個人登録会員は居住している地域の都道府県陸協の所属となる。個人登録会員のユニフォームやプログラムなどへの所属表記は所属する都道府県陸協名となる。

小学生登録：地域クラブに所属する小学生競技者。

中学生登録：財団法人日本中学校体育連盟登録競技者。

高校生登録：財団法人全国高等学校体育連盟陸上競技部および定通制部登録競技者。

大学生登録：社団法人日本学生陸上競技連合登録者。

ロードレース登録：ロードレース出場競技者に限定される登録。

第5条 (登録の期間)

登録は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第6条 (二重登録の制限)

同一年度内において2つ以上の加入団体から登録することはできない。また、2つ以上の都道府県陸協に登録することもできない。

ただし、中学生、高校生に関しては、通学している学校とそれ以外の加入団体（クラブなど）の両方に登録することができる。この場合、同一競技会（予選大会から全国大会まで通して）には、いずれか一方の所属でのみ出場できる。

第7条 （所属の変更）

会員が都道府県陸協の所属を変更した場合は、6カ月を経過しないと競技会に出場できない。

ただし、転勤・出向などの理由で、新旧都道府県陸協がその所属の変更を止むを得ないものと認めた場合はこの限りでない。その場合は、変更の理由を証する書面ならびに新旧都道府県陸協の承認書を添付して、変更後の都道府県陸協が本連盟に変更申請しなければならない。

第8条 （登録の手続き）

団体登録・個人登録：都道府県陸協は、毎年5月第1日曜日までに登録会員名簿を本連盟へ提出しなければならない。

登録会員の追加、変更があった場合は、そのつど速やかに提出するものとする。

登録料は各都道府県陸協がこれを定める。

小学生登録：小学校の児童の登録に関しては、追って定める。

中学生登録：中学校の生徒の登録は、学校単位で都道府県陸協に団体登録するものとする。都道府県陸協は7月末日までに登録会員名簿を本連盟に提出しなければならない。

登録料は、各都道府県陸協と各都道府県の中学校体育連盟（以下中体連という）がこれを定める。

高校生登録：高等学校および定時制通信制高等学校の生徒の登録は、学校単位で都道府県陸協に団体登録するものとする。都道府県陸協は5月末日までに本連盟に登録会員名簿を提出しなければならない。

登録料は、各都道府県陸協と各都道府県の高等学校体育連盟（以下高体連という）陸上競技部、または都道府県高等学校体育連盟定通制部がこれを定める。

大学生登録：社団法人日本学生陸上競技連合（以下日本学連という）

加盟校の学生の登録は、

- (1) 出身高等学校所在地
 - (2) 大学所在地（大学所在地が複数の都道府県にまたがる場合は学生の在学している学部、学科のある都道府県）
 - (3) 居住地
- のうちのいずれか一つの都道府県陸協を選択する。
2. 本連盟への登録会員名簿の提出は、日本学連および都道府県陸協が4月末日までに行うものとする。
 3. 本連盟への登録料は各都道府県陸協を通して支払うものとする。

ロードレース登録：ロードレース登録に関しては、追って定める。

第9条 （外国人の登録）

日本に継続して6カ月以上居住している外国人は、都道府県陸協の審査を経て本連盟の登録会員となることができる。

ただし、中学生登録、高校生登録、大学生登録に関しては、中体連、高体連、日本学連の規程による。

外国人の登録は本来所属されるべき陸連の事前承認なしに登録することはできない。

第10条 （会員の個人情報）

会員の個人情報は、本連盟の個人情報保護方針に従い取り扱われる。

会員から取得した個人情報は、会員の管理、資格審査、競技会に関する情報の発信・公表、陸上競技に関する必要な連絡などに利用することができる。

第11条 （登録会員に対する処分）

「本連盟の登録会員ならびに本連盟の規約のもとで競技する競技者の資格に関する規程」に違反した会員は、資格停止・除名などの処分の審査対象となる場合がある。

資格停止の期間については特に定めのない限り、本連盟が決定する。